

---

◇長谷川 幸 子 議 員

○議長（高橋邦武） 次に、7番、長谷川幸子議員の一般質問を許可いたします。長谷川幸子議員は、登壇願います。

（7番 長谷川幸子議員 登壇）

○7番（長谷川幸子） 通告に従いまして、一般質問を行います。

熊被害の対策を。

全国的に熊の目撃情報や人身被害が相次いで発生しており、秋田県では、過去最多の令和5年度の出没件数を超える勢いで被害が発生しています。特に、人身被害は66人となっており、美郷町においても人身被害が確認されています。住民からは「外を歩くのが怖い」との切実な声が聞かれます。

熊は至る地域で出没しており、住民の不安が高まっています。地域の安全を守るためには、早急に現場対応を強化し、被害防止の体制を取る必要があると考えます。

そこで、以下5点について伺います。

1、民地への侵入を防ぐため、収穫されずに放置されている栗や柿などの果樹の伐採と撤去への補助は行われているところですが、空き家における果樹の伐採が必要になる場合の対応を検討するべきではないか。

2、地元猟友会のメンバーは高齢化が進んでいます。今後を考えると、若い人が狩猟免許を取得して、継続して活動できるような環境づくりが必要です。全国では、命の危険を伴う活動にしては報酬が少ないという指摘があり、改善の動きが広がっています。猟友会の主な活動は、箱わなの設置や撤去、わなの見回り、熊の駆除、駆除した個体の処分です。本町では、年報酬として1人2万7,000円、費用弁償（日当）2,900円が支払われているところですが、報酬の見直しや熊捕獲への報奨金の設定が必要ではないでしょうか。また、活動中における負傷などの補償はどのようになっているのでしょうか。

3、野生鳥獣の捕獲や警戒体制の強化のためにガバメントハンター（狩猟免許を持つ自治体職員）を採用してはどうか。

4、教育現場では、防犯カメラの設置はされているものの、周囲の熊出沒を知らせるカメラの設置はありません。子供たちの命を守り、安全・安心な生活を送るために、カメラを設置してはどうか。

5、箱わなを設置した場所は危険なので、住民が知らずに近寄らないように場所の公開をしてはどうか。

以上、町長のご所見を伺います。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

1つ目の空き家における果樹の伐採が必要になる場合の対応についてですが、空き家の管理は基本、所有者・管理者が行うものであり、町では所有者・管理者に対して、適正な管理について促す文書を年2回送付しております。また、周辺住民から個別に相談が寄せられた場合でも、その都度、所有者・管理者に対して文書を送付し、対応を促しているところです。また、空き家敷地内にある樹木についても基本、所有者・管理者が管理するもので、行政が代執行するには法律的な整理が必要です。そのため現時点では、所有者・管理者に対して、熊による被害が心配されることにも触れ、適切な時期の収穫や伐採など適正な管理をお願いしてまいりたいと存じます。なお、その際には、併せて樹木伐採に係る補助事業をお伝えし、適切な対応を所有者・管理者に促してまいりたいと存じます。

2つ目の報酬の見直しと熊捕獲への報奨金についてですが、鳥獣被害防止対策実施隊の報酬については、美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定めております。しかし、条例で定めた当時に比べますと、熊の出没件数や捕獲頭数が増加していること。比列して、鳥獣被害防止対策実施隊隊員の出役も多くなっていることから、来年度に向けて年報酬の見直しを検討することとしております。また、業務に用いる弾薬等の価格も上昇していることから、費用弁償についても併せて見直しを検討したいと考えております。なお、その際には、同じく危険な現場での対応が求められる消防団員の報酬状況も踏まえるとともに、近隣自治体の状況も踏まえ、慎重に検討してまいりたいと存じます。

また、熊捕獲の報奨金については、有害鳥獣駆除として熊の捕獲業務は、非常勤特別職である鳥獣被害対策実施隊隊員としての職務であり、その公務には、条例に定める年報酬及び出務に応じて費用弁償を支給しており、条例に定められた報酬等以外に公務における熊捕獲への奨励金の支給はできないこととなっております。

また、活動中における負傷などの補償についてですが、鳥獣被害対策実施隊隊員の公務上の災害については、美郷町鳥獣被害対策実施隊設置に関する規則に基づき、秋田県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の定めるところにより補償されます。

3つ目のガバメントハンターの採用についてですが、狩猟免許を保有し、鳥獣対策を専門に行う公務員を採用することについては、熊対策に有効な手段の一つと考えられますが、これまでの

出没については、鳥獣被害対策実施隊により捕獲や駆除の対応が適切に対応できていること。現段階においてガバメントハンターと鳥獣被害対策実施隊との役割分担が明確でないこと。年によって熊の出没状況が異なるため、閑散期の業務の在り方などの課題があること。また、県に既にそうした職員がいらっしゃることを踏まえたと、現時点では、町でガバメントハンターを採用することは考えておりません。

なお、2つ目のご質問で議員ご指摘のとおり、鳥獣被害対策実施隊の隊員として委嘱している猟友会会員が高齢化してきているため、今後、若い方の猟銃の所持や狩猟免許の取得が進まず、安定して隊員を確保できないと見込まれる場合は、将来的にガバメントハンターの採用を検討していくことが必要と考えております。なお、町では鳥獣被害の捕獲に従事する狩猟者の確保を目的に、狩猟免許新規取得支援事業を実施し、猟銃の所持や狩猟免許の取得を支援しておりますが、令和8年度から支援の拡充を検討しているところです。

4つ目の教育現場へのカメラの設置についてですが、防犯カメラについては、室内外合わせて3小学校に19台、中学校に13台、認定こども園3園に19台、合わせて51台設置しており、教職員や保育士が監視できるようになっております。また、教職員や保育士による定期的な校庭、園庭内の巡回のほか町職員や令和7年11月以降において県から委託された警備保障会社によるパトロールを実施し、園児・児童・生徒の安全確保に努めておりますが、熊の目撃情報がこれまでになく多くなっており、安全確保に向けては、複合的な対策が必要と考えております。ご質問の熊出没を知らせるカメラ設置もその一つの手段であると認識しており、その効果や正確性等を検証するため、企業との連携を前提に試験的な設置について検討してまいりたいと存じます。

5つ目の箱わなの設置場所の公開についてですが、箱わなを設置する場所は、出没が見込まれる場所であり、箱わなに熊を呼び寄せるための餌を備えつけていることから、熊と遭遇する可能性が高く、議員ご指摘のとおり危険な場所となります。そのため、原則、集落から一定程度離れた住民が立ち入りにくい場所に設置しているところです。なお、設置場所には、箱わなの存在を示す看板を設置して注意を促しております。

そうした箱わなの設置場所の公開については、公開することで設置場所が明確となり、興味本位で設置場所に近づいて熊と遭遇し、人身事故につながる懸念があること。捕獲後の止め刺しや運搬処分などの実施隊業務の妨げになる場合も考えられること。他自治体において、故意に箱わなの扉を閉めるなどの妨害行為も発生していることなどから、具体的な場所の公開については考えておりません。

答弁は以上ですが、これまでの答弁の中で、鳥獣被害対策実施隊というところ、誤って鳥獣被

害防止対策実施隊と2回言いましたので、そこは訂正させていただきます。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）長谷川幸子議員の再質問を許可いたします。

○7番（長谷川幸子） 有害鳥獣を誘引する果樹樹木の伐採撤去には、町から補助が出ているところですけども、所有者が遠方にいたり、また高齢者だったり、なかなかそこも進まないとは思いますが、まずその柿の木とか栗の木の実がなっていることで熊が来るので、柿の実を収穫することに対して、高齢者や所有者が遠くにいる場合に、その方々が業者を頼んだりしたときに、町が費用を一部助成するようなことはできないでしょうか。

すみません、質問分かりましたでしょうか。すみません。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

基本的に、その樹木を植えたのは所有者・管理者でありますので、その方々が必要性があってそこに植えたものであります。したがって、管理もその方々が責任を負うのが真つ当な理屈だろうと思います。

収穫についてできないとするならば、そもそも必要性がその方にとってなくなったということになりますので、町の補助金を使って伐採するべきだろうと思います。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再々質問ありますか。（「ないです」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○7番（長谷川幸子） 感震ブレーカー設置への助成を。

総務省消防庁は、地震による電気火災対策として、感震ブレーカーの設置を呼びかけています。電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災のことです。

能登半島地震で発生した石川県輪島市の輪島朝市周辺の大火災は、屋内の電気配線が地震で傷つき、ショートするなど電気に起因した可能性があるとして指摘されています。電気火災は、阪神大震災や東日本大震災でも出火原因が分かった火災の6から7割を占めました。

感震ブレーカーは、地震の揺れを感知して自動で電気を遮断する装置です。ばねやおもりを使うタイプ、コンセントに差すタイプなどがあります。住民が不在時や就寝中、避難する際にブレーカーを手動で切る余裕がなく避難した場合でも、自動的に出火元を断つことで自宅からの火災

発生を防ぎ、生命と財産を守ることができます。

自治体が感震ブレーカー助成を行う意義は、大規模地震時における電気火災の抑制による町の延焼被害軽減と住民の防災意識向上と主体的な出火防止対策の促進にあります。

以上の観点から、感震ブレーカー設置への助成を行うべきと考えます。町長のご所見をお聞かせください。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

感震ブレーカーの設置率は、令和4年度の防災に関する世論調査においては、全国的には5.2%の設置率となっているところですが、能登半島地震の地震被害想定調査結果によりますと、感震ブレーカー設置を100%にすることによって、火災による全焼棟数、死者数が約6割低減されることが報告されております。また、大規模地震時の電気火災対策として、感震ブレーカーの普及推進が必要であると提言がなされているところです。

本町においても、今後、感震ブレーカーの認知度向上と普及を推進していくことが必要と認識しておりますが、総務省消防庁の通知では、地域防災計画において感震ブレーカーの普及推進を記載するようにとされております。そのため町としては、避難所のスフィア基準遵守と併せ、令和8年3月に地域防災計画を改定したいと考えているところです。

また、そうした手続を経ながら、来年度からの感震ブレーカー設置に係る補助制度の導入を検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、7番、長谷川幸子議員の一般質問を終わります。